

論点の整理（再）

1. 前払式支払手段に関する制度整備

(1) サーバ型の前払式支払手段に関する制度整備

- ◆ 発行者があらかじめ利用者から資金を受け取り、財・サービスを受ける際の支払手段として、前払式支払手段が発行される場合、紙・ICチップ等の有体物にその価値が記録されるもの（紙型・IC型前払式支払手段）については、前払式証券の規制等に関する法律（前払式証券規制法）による規制がある。
- ◆ 同法では、未使用発行残高の2分の1以上の金額について、供託又は金融機関等の保証が必要（供託等の義務）とされ、これによって資産保全が図られている。また、証券等への一定事項の表示義務等が発行者に課せられている。
- ◆ 利用者が保有する物には価値が記録されておらず、たとえばサーバに価値が記録され、通信回線を介してサーバにアクセスし、利用するもの（サーバ型前払式支払手段）については同法の適用がない。

同じ前払式支払手段であっても、金額の記録（価値の保存）の仕方の違いにより規制が異なることについて、どう考えるか。

- ・ 前払式支払手段の形態によって規制が異なることは、利用者保護の観点から問題はないか。
 - ・ 規制が異なることにより事業者間のイコール・フットィングが図られず、経済活動にバイアスが生じるおそれはないか。
 - ・ サーバ型前払式支払手段を、現行の紙型・IC型前払式支払手段と同様に取り扱う制度整備を図ることについて、どう考えるか。
- 同じ前払式支払手段であっても、金額の記録（価値の保存）の仕方の違いにより規制が異なることは、利用者保護の観点から問題があるとともに、事業者間のイコール・フットィングが図られず、経済活動にバイアスが生じるおそれがある。このため、サーバ型前払式支払手段を、現行の紙型・IC型前払式支払手段と同様に取り扱う制度整備を図ることが適当ではないか。
- 表示義務をはじめ、紙型、IC型、サーバ型前払式支払手段のそれぞれの特性に応じた適切な制度整備を行うべきではないか。

(2)前払式支払手段に関するその他の制度整備

- ◆ 現行の前払式証票規制法において、自家型の前払式支払手段は届出制、第三者型の前払式支払手段は登録制とされている。業務改善命令等は第三者型のものに対してのみ行うことができるとされている。
- ◆ 現在、前払式支払手段について、その利用可能額（額面金額）の大小にかかわらず同じ取扱いとなっている。たとえば、資産の保全について、利用可能額の大小にかかわらず未使用発行残高の2分の1の供託等の義務がある。
- ◆ 現在、供託等の義務は、半期毎に計算された金額に基づき行うこととされている。
- ◆ 前払式支払手段の換金・返金については、前払式証票規制法には規定がなく、換金・返金した場合、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）によって禁止される「預り金」に該当する疑義がある。
- ◆ 前払式支払手段を利用しなくなった場合に換金・返金が行われることは、利用者にとって利便性がある。EUにおいては電子的な第三者型の前払式支払手段については電子マネーとして整理され、換金・返金が義務づけられている。
- ◆ 現在、第三者型の前払式支払手段については、資金移動機能を有すると考えられ、自家型のものに比べより強い規制となっている。米国においては、電子的な第三者型の前払式支払手段は送金業と整理されている。

前払式支払手段の利用者保護等の仕組み

現行の前払式証票規制法の枠組みについて、どう考えるか。

- ・ 自家型のもは届出制、第三者型のもは登録制とされているが、このような枠組みについて問題はあるか。
- ・ 現在、前払式支払手段の発行を取り止めた場合の供託金額の取戻手続等が明確でない、IC型・サーバ型のものについて事業者が破綻した場合に、保全された資金（発行保証金）を利用者に分配する還付手続が十分でない（たとえば記録の読取りが財務局でできない等）、事業者が前払式支払手段に係る事業の一部を譲渡する場合の手続が明確でない等の指摘がある。これらについて所要の規定の整備を図ることについて、どう考えるか。
- ・ 事業者が破綻し、発行保証金を利用者に分配する還付手続がとられる場合、還付（配当）の割合が低いケースは自家型の前払式支払手段に多いとの指摘がある。自家型のものに対する監督規定の整備を行うことについて、どう考えるか。

- ・ 現行の枠組みで改善すべき点として、どのようなものがあるか。

事業者が破綻直前に大量の前払式支払手段を発行するケースがある。この場合、直近の期末には未使用発行残高の2分の1が保全されているとしても、実際の破綻の際には、未使用発行残高の2分の1が保全されないこととなる。供託等の義務に係る現行の計算期間について、どう考えるか。

- ・ 計算期間を短縮すれば利用者保護に資するが、他方、事業者の事務負担が増加し、前払式支払手段の発行の減少やサービス内容の低下につながるおそれがあると考えられるか。
- 現行の前払式証票規制法における、自家型のものには届出制、第三者型のものには登録制とされる枠組みについては、区別の必要性は少なくなっているものの、自家型ものは未使用発行残高が一定金額を超えるまでは届出が不要であり、現行の枠組みを維持することが適当ではないか。
 - 現行の前払式証票規制法における、未使用発行残高の2分の1とされている供託等の義務の水準については、維持することが適当ではないか。
 - 自家型のものに対する監督規定の整備を行うことが適当ではないか。
 - 現在、前払式支払手段の発行を取り止めた場合の供託金額の取戻手続等が明確でない、IC型・サーバ型のものについて事業者が破綻した場合に、保全された資金を利用者に分配する還付手続が十分でない（たとえば記録の読取りが財務局でできない等）、事業者が前払式支払手段に係る事業の一部を譲渡する場合の手続が明確でない等の指摘がある。これらについて所要の規定の整備を図ることが適当ではないか。

現行、未使用発行残高の保全は、供託、金融機関等の保証に限られているが、このほか、倒産隔離が可能な信託などを認めることについて、どう考えるか。

- ・ 信託報酬等の費用を事業者、利用者が負担することや、事業者が破綻し、保全された資金を利用者に分配する還付手続を信託銀行などに委ねることについて、どう考えるか。

前払式支払手段の換金・返金

前払式支払手段の換金・返金と「預り金」との関係について、どう考えるか。

- ・ 出資法が想定している「預り金」とならない範囲において換金・返金を認める余地はどの

程度あるか。

前払式支払手段の換金・返金が自由に行われる場合、要求払預金と類似すると考えられるか。
信用創造機能を有することはあるか。

- ・ 前払式支払手段について、銀行口座と同様の形で貸付に利用されることがどの程度あると考えられるか。

前払式支払手段の換金・返金の義務づけについて、どう考えるか。

- ・ 一般的な換金・返金を義務づけることは、前払式支払手段の性格を変えることとされないか。
- ・ 事業者が事業を廃止する場合等には、換金・返金を義務づけることは適切と考えられるか。
- ・ 事業者の選択（任意）により換金・返金を可能とすることについて、どう考えるか。

前払式支払手段の換金・返金と資金移動機能の関係について、どう考えるか。

- ・ 前払式支払手段の換金・返金が自由に行われる場合には、自家型、第三者型を問わず、前払式支払手段を用いて実質的に為替取引を行うことが可能とされないか。

次のように考えることについて、どう考えるか。

- ・ 事業の廃止等の場合を除き、前払式支払手段の換金・返金を禁止する。
- ・ 為替取引としての利用に結びつかない方法であれば、換金・返金を行うことが可能であることを明らかにする。その方法として、たとえば、一定期間中の発行総額に対する一定割合まで換金・返金が可能であることとする。

- 前払式支払手段の換金・返金が自由に行われる場合には、利用者にとって利便性があるが、要求払預金と同様の役割や、信用創造の役割を有することも考えられる。しかし、そのような役割は限定的と考えられ、この点での問題は少ないと考えられるのではないか。
- 前払式支払手段の換金・返金が義務づけられる場合だけでなく、自由に行われる場合には、前払式支払手段の性格を変えることになるのではないか。また、前払式支払手段を用いて為替取引を行うことが可能となるのではないか。
- 匿名性の有無によって換金・返金を行うことができるかどうかを分けて考えることができるのではないか。
- 前払式支払手段の換金・返金は、原則として禁止し、換金・返金を自由に行おうとする場合には、資金移動サービス（後述）として事業を行うこととするのが適切ではないか。

- 事業者が事業を廃止するなどの場合には、換金・返金を義務づけることが適当ではないか。

事業を廃止する場合のほか、事業者に換金・返金を義務づけることが適当な場合には、どのような場合があるか。事業者の都合で有効期限を短くする場合などが考えられるか。

事業者の選択（任意）により前払式支払手段の換金・返金を行うことを例外的に認める必要があるか。認める場合どのような要件が必要と考えられるか。たとえば次のような方法が考えられるが、どうか。

- ・ 地域限定の前払式支払手段について利用者が当該地域から転出する際の換金・返金など、換金・返金を行う場合を事業者が個別に明らかにすることとした上で、換金・返金を認める。
- ・ 事由にかかわらず、一定期間中の発行総額に対する一定割合まで換金・返金を認める。
- ・ 事業者の任意に委ね、不適切な換金・返金の利用があれば、監督規定により対応する。

利用可能額（額面金額）が大口である前払式支払手段

大口の前払式支払手段について、小口のものと別の取扱いをすることについて、どう考えるか。

- ・ 大口の前払式支払手段については、事業者が破綻した場合の利用者保護の必要性や資金移動機能が高いと考えることはできるか。
- ・ 大口の前払式支払手段については、通常、利用が少ないと考えられることから、利用者の自己責任を求め、保護の程度は高くないと考えることはできるか。
- ・ 小口のものを複数まとめて利用する場合を考慮すれば、大口、小口の区分の意味は少ないと考えることはできるか。

仮に、大口の前払式支払手段について小口のものと別の取扱いをする場合、具体的にどのような取扱いの差を設けることが考えられるか。

- ・ たとえば、現在は未使用発行残高の2分の1とされている供託比率の引上げや、換金・返金の制限が考えられるが、どうか。

仮に区分する場合、大口、小口の区分額について、どう考えるか。

- ・ たとえば、数万円程度とすべきとの考え方や、より高い金額とすべきとの考え方があるが、

どうか。

- 仮に大口、小口を区分する場合、区分別は価値観に関わる問題であり、社会通念で判断する必要があるのではないか。
- 通常は小口の利用であっても、場合によっては大口の利用のニーズもあり、これを考慮すべきではないか。

大口の前払式支払手段について、事業者が破綻した場合の社会的・経済的影響が大きい、不正な利用を容易にする可能性が高い、と考えられるか。

制度上は、大口と小口のことを別の取扱いとせず、大口のものの発行者に対しては実務で適切に対応すれば問題はないと考えられるか。

(3) ポイント・サービス

- ◆ ポイントには、財・サービスの販売金額の一定割合に応じて発行されるものや、来場や利用ごとに一定額が発行されるものなど多種多様なものがある。
- ◆ また、ポイントを利用して、景品への交換、商品の割引購入、前払式支払手段や現金・預金債権の取得など、ポイントの利用によって受けられる財・サービスも多種多様である。さらに、他のポイントへの交換を行うサービスも提供されている。
- ◆ ポイントが電子的に発行・管理されることで、景品への交換に止まらず、支払手段として利用される機会が増えている。
- ◆ ポイント・サービスに関する会計処理は区々である。たとえば、国際会計基準では、顧客が購入した財・サービスに付随して将来的に費用が生じ得るものとして将来の使用に備えた引当金を積む処理ではなく、顧客が購入した財・サービスとは別に、財・サービスの販売であるが将来に提供するものとして前受金の処理が行われることとされている。
- ◆ 通常無償で交付されているポイントA、Bについて、Aを保有する者が、Aの発行者に対し、Bの発行（Bへの交換）を求めることができるサービス（ポイント交換）がある。

ポイントの支払手段としての機能について、どう考えるか。

- ・ ポイントは、現時点で、支払手段としてどの程度の役割を果たしていると考えられるか。

- ・ ポイントは顧客囲い込み等の目的のために発行されるとの指摘がある。ポイントに流通性・汎用性が与えられ、支払手段として広く利用される可能性について、どう考えるか。
- ・ 将来、ポイントがより広範に支払手段として利用される状況に備えた対応の必要性について、どう考えるか。

金融の観点から、ポイント・サービスの利用者保護、制度整備の必要性について、どう考えるか。

- ・ 現状では、ポイントは、基本的に、景品・おまけとして無償で発行されていると考えられるか。
- ・ 顧客は、基本的に、景品・おまけとして無償で得たものであるため、その保護の必要性は低いと考えられるか。
- ・ ポイントを得る顧客の側では、ポイントの利用を考慮して商品等の購入について判断しているとも考えられる。予期に反しポイントの利用に制限等がある場合、利用者保護に欠けると考えられるか。
- ・ 会計基準に則った会計処理が適切に行われる必要性について、どう考えるか。
- ・ ポイントの支払手段としての機能を保護する必要性について、どう考えるか。

無償で発行されたポイントAが、ポイントBに交換される場合、無償で得たAを用いてBを入手したのだから、Bも無償で発行されているとする考え方があり。他方、無償で発行されたものであっても、Aには一定の価値があると考えられ、Aの保有者は、その価値（A）を手放してBを得ている（Bは、Aの提供を受けて発行される）とする考え方もあり。また、Bは利用者から現金を受けておらず対価を受けていないとする考え方もあり。ポイント交換について、どう考えるか。なお、現在、前払式証票規制法では、利用者・事業者からを問わず、対価を得て発行されるものを前払式証票と規定している。

- ・ ポイントBは対価を得て発行されおり、また、利用者との関係でも一定の価値があるAの代わりに発行されている。ポイントと称されても、前払式支払手段に当たると整理されないと考えられないか。

ポイントBが通常無償で発行されている場合に、さらにポイント交換に応じて発行されることを前払式支払手段に当たると整理することを、どう考えるか。

- ・ 対価を得て発行されているかどうかは、発行の場面ごとに判断されるのではなく、同じ種類の前払式支払手段について、一定期間における発行総額に対し対価を得て発行された額の割合を考慮して判断されると考えられるか。
- ・ 通常無償で発行されているポイントが、利用者から対価を得て発行される場合があっても、一定期間における発行総額に対する対価の割合が低ければポイントとしての性格は変わらないと考えられるか。

- 現状では、ポイントは、消費者から対価を得ず、基本的に、景品・おまけとして無償で発行されていると考えられるのではないかと。現行の会計制度においてもポイントは対価を得ているとは取り扱われていないのではないかと。
- ポイントの発行が多額になっている場合があること、ポイント交換の対象が広がっていることを考慮すれば、消費者の利益を保護する必要があるのではないかと。
- ポイントの法的な性格について議論する実益は少なく、前払式支払手段との区別を明らかにし、ポイントと称して前払式支払手段を発行するような潜脱行為を防止できればよいのではないかと。
- ポイントはマーケティングの手段として顧客囲い込み等の目的のために発行されるものであり、事業者が資金を負担していることから、事業者がポイントに過度の流通性・汎用性を与えることは考えにくいのではないかと。将来、ポイントがより広範に支払手段として利用される状況が生じた場合に、適切に対応すればよいと考えられるのではないかと。
- ポイントが支払手段として利用される機会が増え、将来的には支払手段として広範に利用される可能性があるとしても、現時点では、規制をかけるほどの役割を果たしていないと考えられるのではないかと。
- ポイント交換については、景品・おまけであるポイントを利用して別のポイントを得るものであり、交換によって発行されるポイントについても最初のポイント同様に消費者保護を図る必要はないのではないかと。
- 景品・おまけとして受け取ったポイントであっても一定の財産的価値があると考えられ、消費者がその財産的価値を手離すことにより別のポイントが発行されることから、このポイントは対価を得て発行される前払式支払手段に当たると考えられるのではないかと。

ポイント交換のために専用に発行されるポイントについては、通常のポイントと異なり、企業がマーケティングや顧客の囲い込みのためではなく、交換のために特に発行しているものと考えられ、対価を得て発行する前払式支払手段として取り扱うことが適当と考えられるが、どうか。

2. 為替取引に関する制度の柔軟化

(1) 為替取引に関する制度の柔軟化の必要性

- ◆ わが国では、隔地者間で資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて行うサービスは、為替取引として、銀行（預金取扱金融機関）以外の者は行うことができないとされている。
- ◆ 為替取引は、資金を事業者に引き渡した者（支払人）と、その資金を受け取ろうとする者（受取人）のそれぞれの保護、事業の確実性が欠ける場合や事業者が破綻した場合の社会的、経済的な影響を考慮して規制が行われていると考えられる。
- ◆ 銀行は決済機能に加え、預金を融資等に運用することによって、金融仲介や信用創造の役割を果たしている。また、その破綻はシステム・リスクの問題が生じることから、厳格な規制が必要とされている。
- ◆ 銀行による為替取引は安全で確実である一方、営業時間、送金手数料など利便性について利用者の不満が指摘される。
- ◆ 銀行は、利便性の向上やインターネット・バンキングの導入などの取組みを進めているが、たとえば、送金手数料が高い、手続が面倒であるとの批判があるほか、外国人にとっては英語表記の案内が不十分である等の理由から、外国送金において不正の意図はなくとも、不正規な送金手段の利用につながっている面があるとの指摘もある。
- ◆ また、いわゆる収納代行など銀行以外の者によって行われる、資金を移動するサービスが存在し、営業時間が長く、安価であることなどから、その利用件数や取扱規模は大きくなっている。
- ◆ 前払式支払手段の中には、単一の商品・サービスに利用できるだけでなく、多種多様な商品・サービスに利用可能なものや、情報ネットワークの活用などにより地理的にも利用範囲が広範化したものが普及している状況にある。
- ◆ 米国では州によって異なるものの送金業として、EUでは決済サービス業として、それぞれ免許・許可制（license, authorisation）の下で、銀行以外の者が資金の移動に関するサービスを行うことが認められている。
- ◆ 米国、EUの送金業、決済サービス業では、受け入れた資金について貸付けを行うことは認められず、依頼人が事業者に渡し、受取人が未だ受け取っていない資金（滞留資金）の全額に相当する額の保全が原則として求められるが、兼業が認められるなど銀行に対する規制よりも緩やかなものとなっている。

情報通信技術（ICT）の発展によって、銀行以外の者が、為替取引を行うことが容易になっていると考えられるが、どうか。

多様な担い手による為替取引に対するニーズについて、どう考えるか。

- ・ 為替取引には安全性、信頼性が求められると考えられるが、インターネットの普及等により、主として個人が利用する少額な決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっていると考えられるが、どうか。

新たに、銀行以外の者が為替取引を行うことができるとする法制度の整備（資金移動サービスに係る法整備）の利点について、どう考えるか。

- ・ 銀行には兼業範囲に規制があり、為替取引に併せて多様なサービスを提供することには限界がある。利用者の利便性について、どう考えるか。
- ・ 現在、事業者によっては、より利便性が高いサービスの提供が可能であるとしても、為替取引に該当しないようサービス内容を制約する等の対応が行われる場合もあると考えられる。これについて、どう考えるか。
- ・ 資金移動サービスに係る法整備を図ることによる、イノベーションの促進、競争の促進について、どう考えるか。

資金移動サービスに係る法整備の問題点について、どう考えるか。

- ・ 事業者が提供する資金移動サービスについて、その確実性が欠ける場合の、利用者保護、社会的影響について、どう考えるか。
- ・ 事業者が破綻した場合、滞留資金が保全されていない場合の利用者保護について、どう考えるか。
- ・ 事業者が破綻した場合、決済システムの安定性、信用秩序その他の社会的な影響について、どう考えるか。
- ・ 事業者による、利用者から受け入れた資金を用いて他の利用者へ貸付を行うことについて、どう考えるか。

資金移動サービスに係る法整備の必要性について、どう考えるか

- ・ 仮に、法整備を行う場合、現在、銀行に対しては免許制とされる為替取引について、資金移動サービスを提供する事業者に対して、どの程度、柔軟な仕組みとすること（柔軟化）が考えられるか。
- ・ 仮に、法整備を行う場合、外国の資金移動サービス業者のわが国での資金移動サービスの提供、わが国の資金移動サービス業者の外国での資金移動サービスの提供を行う可能性について、どう考えるか。

- 前払式支払手段であっても、記録の移転によって、実質的に資金を移動するサービスとして機能しているのではないか。

- ▶ 銀行以外の者が為替取引を行うことを可能とする制度を設けることで、イノベーション、競争が促進されるのではないか。
- ▶ 銀行に為替取引が独占される理由を踏まえ、利用者保護等に反することがない場合には、銀行以外の者が為替取引を行うことを認めることに問題はないのではないか。
- ▶ 銀行以外の者が為替取引を行うことを可能とする場合、利用者保護、社会的・経済的影響と、事業者の負担、規制コストとのバランスを考慮する必要があるのではないか。

資金移動の確実性について監督がされるほか、資金の支払人から受取人への引渡しが行われず事業者に滞留している資金（滞留資金）に相当する額が、金融機関等の保証や供託などによって、原則として100%保全される仕組みであれば、利用者保護に欠けず、社会的・経済的影響が小さいと考えられるのではないか。このような仕組みとして、資金移動サービス業（仮称）の制度整備を行うことが適当と考えられるのではないか。

資金移動サービス業のように滞留資金が原則として保全される場合に加え、支払人が支払によってその起因となった債務が免責されることが確実な場合や、少額の資金の移動の場合など、利用者保護、社会的・経済的影響の観点から、為替取引として銀行なみの規制を及ぼす必要性が低いと考えられる種類のサービスが存在するのではないか。このような種類のサービスについては、資金移動サービス業のほか、さらに、別の類型として、為替取引を行うことができる制度とすることが適当と考えられるが、どうか。

(2) 資金移動サービス

滞留資金の保全について、どう考えるか。

- ・ 事業者が破綻した場合の利用者保護を図り、社会的な影響を最小限に抑えるには、滞留資金に相当する金額（滞留資金額）が全額保全されることが望ましいと考えられるが、どうか。
- ・ 事業者が破綻した場合に、保全した資金を利用者に分配するには費用が生じる。滞留資金額の全額を利用者に渡すには、滞留資金額の保全だけでなく、分配費用の確保も考慮する必要があると考えられる。これについて、どう考えるか。
- ・ 滞留資金額を必ず全額保全する仕組みを設けようとする場合、たとえばセーフティ・ネッ

トなどの仕組みが必要であり、事業者の負担が大きくなることが考えられる。利用者保護等とのバランスを図るとすれば、どのような仕組みが適切と考えるか。

保全すべき額となる滞留資金額の計算について、どう考えるか。

- ・ 本来は、滞留資金額がリアルタイムに計算され、それに相当する金額が全額保全されることが望ましいと考えられる。しかし、リアルタイムに計算する場合、依頼人から資金を受け入れた直後には滞留資金の額が大きくなることや、リアルタイムに把握する仕組みの構築など、事業者にとって負担が大きいと考えられるが、どうか。
- ・ 他方、滞留資金額の計算を、日締め、月締めなど一定の頻度で行う場合には、場合によっては、実際の事業者の破綻時の滞留資金の全額が保全されない可能性が高くなると考えられるが、どうか。
- ・ 滞留資金額の計算の頻度が高ければ保全すべき額は同じ程度でよく、頻度が少ない場合には、保全すべき額を多くするなど、そのバランスについて、どう考えるか。

保全資産の安全性等について、どう考えるか。

- ・ 安全性、流動性に欠ける資産で保全される場合、滞留資金額が保全されるとしても、実際の分配に際して換価を行った結果、予定していた保全額に達しないこともや、長期間換価できないことも考えられる。また、現金以外の資産については、安全性が高くとも時価の変動が生じる。保全資産として認められる資産として、国債など安全性、流動性が高いものに限定され、時価評価が適時に行われれば、滞留資金額が確実に保全されると考えられるが、保全資産が限定されることや時価評価を頻繁に行うことは、事業者の負担が増加するとも考えられる。保全資産の安全性等のあり方について、どう考えるか。

保全資産の倒産隔離について、どう考えるか。

- ・ 滞留資金額の確実な計算、保全資産の安全性等の確保がなされても、倒産隔離が図られなければ、利用者保護等に問題が生じると考えられる。これについて、どう考えるか。

資金移動サービスの確実性について、どう考えるか。

- ・ 資金移動サービスの確実性が欠ける場合、事業者は期日どおりに資金を得られないことも起こり得る。これについて、どう考えるか。
- ・ 滞留資金額の全額及び分配費用が確実に保全される仕組みがとられない場合、事業者が破綻した場合には、利用者にプロラタ（比例配分）での返金を行うためサービスを停止する必要がある。このため、受取人が期日どおり資金を受け取ることができない場合も考えられるが、これについて、どう考えるか。

滞留資金額の規模、1件当たりの資金移動額の大小の区分などによって、制度の内容を異にする必要性について、どう考えるか。

銀行に課せられる業務範囲規制、財務規制などや、資金移動サービス業者の要件等について、

どう考えるか。

- 業務範囲規制を行わない、あるいは資金移動サービス業のみでの採算を求めないこととすれば、一般の事業と組み合わせた資金移動サービスの提供が可能となると考えられるか。この場合、滞留資金額が原則として保全されることが必要と考えられるが、どうか。
- 滞留資金額が原則として保全されるのであれば、財務規制の必要性は少ないと考えられるか。業務を適切に継続するためや、保全されない場合に備えるための、運転資金、自己資本の確保の必要性について、どう考えるか。
- 滞留資金を用いた貸付が禁止される場合に、財務規制、主要株主規制の必要性について、どう考えるか。
- 事業者が代理店を利用する場合、代理店に対する事業者の監督のあり方について、どう考えるか。
- 本人確認等の義務を課す必要性について、どう考えるか。
- 銀行以外の者は銀行と称することは禁じられるが、資金移動サービス業者が提供する資金移動サービスが、銀行による為替取引とは異なるものであることを利用者に周知させる必要性について、どう考えるか。

国際的な資金移動サービスについて、どう考えるか。

- 例えば、金融商品取引法では、株式の募集などを行う場合には、外国証券会社であっても、登録を受けて国内に営業所等を設置しない限り、国内にある者を相手方として勧誘してはならないこととされている。このような制度を整備することについて、どう考えるか。
- 外国の免許等を得て行う資金移動サービス業者について、支店等の形態による参入を認めることについて、どう考えるか。
- 国際的な資金移動サービスが行われる場合には、国内の利用者を保護するため、保全資産の保有を国内で行うよう求めることについて、どう考えるか。

- 資金移動サービスにおいては、滞留資金の保全だけでなく、資金移動の履行の確実性が担保される必要があると考えられるのではないか。
- 資金の換金・返金が自由であること、滞留資金の保全の程度が異なること、資金移動の履行の確実性が求められること等が、資金移動サービスと前払式支払手段の違いではないか。
- 滞留資金が全額保全されることが望ましいが、滞留資金の保全を完全に図ろうとする場合、事業者の負担や規制コストが過剰となることも考えられる。このため、滞留資金が原則として全額保全される仕組みであるものの、場合によっては全額が保全されないことがあることを前提とした仕組みが適当なのではないか。

- 資産保全については、現行の前払式支払手段で認められる金融機関等との保全契約や、供託のほか、保有資産の信託を認めるなど柔軟な制度とすることが必要ではないか。
- 資金移動サービスは、滞留資金額に相当する資産が原則保全されることを条件に、銀行が行う為替取引と同様のサービスの提供を認めようとする制度であることから、資金移動サービス業者に対し犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務を課す必要性があるのではないか。

資産保全について信託を認めたり、滞留資金額の計算の頻度を少なくするなど、事業者にとって要件を緩和し、柔軟な制度とすると、他方で、実効性を確保するための監督がより必要となると考えられるが、これについてどう考えるか。

資金移動サービスの確実性が欠ける場合、利用者が期日どおりに資金を得られないことも起こりうる。資金移動の履行の確実性について、どう考えるか。

- ・ 資金移動サービス業者の技術的能力について、銀行なみの安全対策やシステムの利用を求めることについて、どう考えるか。
- ・ 他の業務に利用するシステムを利用して資金移動サービスを行う場合、一定の技術の利用を定めると、他の業務システムとの共同利用ができないことも考えられるが、これについてどう考えるか。
- ・ 銀行との違いを認識した上で資金移動サービスが利用されれば、資金移動サービスの確実性が銀行よりも劣ることに問題はないと考えられるか。

滞留資金が毀損され、期日どおりに受け取ることができない場合が生じれば、社会的・経済的影響が大きいと考えられることから、資金移動サービスは、小規模、小口利用に限定する必要があると考えられるか。期日どおりに受け取ることができないが、滞留資金は原則として保全されるものとして理解され利用されるのであれば、区分する必要は少ないと考えられるか。

(3) その他の資金を移動するサービス

収納代行サービス等と為替取引との関係

- ◆ 電気・ガスなどの財・サービスの利用料金の支払に、銀行振込を用いず、財・サービスの提供者（債権者）から依頼を受けたコンビニエンス・ストアなどの事業者に対し、利用者（債務者）が支払を行う、収納代行サービスがある。
- ◆ 商品を購入した者の自宅等へ商品を搬送する際に、商品を搬送する運送業者が、商品の販売者から依頼を受け、商品の引渡しに際して購入者から代金を受け取り、販売者に対し受け取った資金を渡す代金引換サービスがある。
- ◆ ある事業者が提供した財・サービスの代金回収を、他の事業者が代行する回収代行サービスが存在する。たとえば、携帯電話会社が、携帯電話に搭載されたコンテンツの提供者から依頼を受け、電話料金等の支払を受ける際に、併せてコンテンツの使用料金の支払を受けるサービスがある。
- ◆ 最高裁判例では、為替取引は「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」と定義されている。

収納代行業者の、予見可能性、法的安定性について、どう考えるか。

- ・ 収納代行サービスは、財・サービスの提供者（債権者）への支払人（債務者）が行う支払の受取りであり、その後、収納代行業者が受け取った資金を債権者へ送付することは、別の行為であり、為替取引に該当しないと考える考え方があり。
- ・ 遠隔地にある債権者への債務の支払に際し、債務者は、銀行振込と収納代行サービスを、ともに債権者への支払のための手段として選択的に利用していると考えられ、為替取引に該当する考え方があり。
- ・ 収納代行サービスは為替取引に該当する疑義があり、為替取引として取扱いが求められる可能性があることについて、どう考えるか。
- ・ 事業者が安心してサービスを提供できるよう法整備を図ることについて、どう考えるか。

為替取引との関係で、代金引換サービス等と収納代行サービスの区別について、どう考えるか。

- ・ 財・サービスの提供者（債権者）から資金の受取りを依頼された事業者と、債務者（支払人）との間の資金の授受が、支払人の自宅等で行われるか、事業者の店舗等で行われるかの違いがある。しかし、債権者から依頼を受け、債務者から資金を受領して債権者に送金するという点で、収納代行サービスと同様の仕組みであり、同様の取扱いをできると考え

られるか。

- ・ 代金引換サービスについては、物流業者が附帯業務として行うサービスであり、言わば、商品販売支援業とも言うべきサービスである。飲食店や商店などが日常的に商品代金を扱う商売と基本的には同じであって、為替取引には当たらないとの指摘について、どう考えるか。

収納代行サービス等に係る法整備の必要性について、どう考えるか。

- ・ 銀行が行う為替取引や資金移動サービスと、収納代行サービスとの相違について、どう考えるか。
- ・ 収納代行サービスを、銀行が行う為替取引や資金移動サービスと区別して取り扱う場合、資金の支払人の保護のほか、資金の受取人の保護、事業者が破綻した場合の社会的影響など、どのような観点からの検討が必要と考えられるか。
- ・ 仮に、法整備を行う場合、現在、銀行に対しては免許制とされる為替取引について、収納代行業者に対して、どの程度、柔軟な仕組みとすること（柔軟化）が考えられるか。

- 代金引換サービスは、貨物運送の附帯業務であり、金融業に当たらないのではないか。
- 貨物運送に附帯して行うが、貨物運送とは別に資金の受渡しの仲介を行うものであり、金融業に当たらないとするのは不適當ではないか。
- 代金引換サービスは、貨物運送の許可を持つ者しか行うことができないため、適正な監督を受けており、金融規制は必要ないのではないか。
- 予見可能性、法的安定性を確保するために制度整備を図ることによって、現在、利用されているサービスの利用が低下することとなるのは不適當ではないか。

資金を移動するサービスの中には為替取引に当たるものがありうる。しかし、現行の収納代行サービスのように、為替取引に当たるとしても、銀行なみの規制を行う必要がないと考えられる類型のものが含まれていると考えられる。収納代行サービスを含め、銀行なみの規制を行う必要がないと考えられる為替取引について、銀行が行う為替取引や資金移動サービスとは別の類型として取り扱う必要性について、どう考えるか。

このような為替取引については、銀行なみの規制が必要ではない理由（要件）を明らかにし、為替取引とは別のものとして取り扱うこととすれば、要件を

満たせば銀行規制が及ぶことがなくなることから、事業者の法的安定性、予見可能性が増し、事業者が安心して引き続きサービスの提供を行うことができると考えられるが、どうか。

銀行、資金移動サービス業者とは別の類型とすることが適当な、資金を移動するサービスに関する制度整備

- ◆ 収納代行業者に受領権限があることが多いと考えられるが、受領権限が明示されていない場合もある。
- ◆ 多くの収納代行業者は、1件当たりの取扱金額に上限を設けていると考えられる。
- ◆ 収納代行業者が支払人から資金を受け取り、受取人（依頼人・債権者）に資金を渡すまでの期間は、比較的、短期間である場合が多いが、滞留する資金について保全が図られている場合は多くはないと考えられる。
- ◆ たとえばコンビニエンス・ストアを利用した収納代行サービスについては、安価であり、営業時間が長く、待たされない等の特徴がある。
- ◆ 収納代行サービスの開始当初は依頼人（債権者）は公共機関に限定されていたが、現在、その利用は公共機関にとどまらなくなっている。さらに、サービスの提供者も大手の事業者から中小の事業者に広がりを見せている。
- ◆ 現在、大手のコンビニエンス・ストアを利用した収納代行について、その利用は件数ベースでは銀行送金の約半数に達している。
- ◆ 収納代行業者が取り扱う金額規模は大きくなっており、主要なコンビニエンス・ストア4社の収納代行取扱高は、平均的な信用金庫、信用組合での内国為替取扱高を超え、第二地方銀行協会加盟行の約4分の3となっている。
- ◆ 収納代行業者が、受取人や、債権の内容が反社会的なものでないことの確認を行っている場合が多いと考えられる。
- ◆ 米国、EUでは、請求書の支払代行サービスは、それぞれ送金業、決済サービス業として整理されている。英国は、受領権がある請求書の支払代行サービスについては支払人の保護が図られているとして、EUに対し別の取扱いを求めている。
- ◆ EUでは、決済サービスは許可制（authorisation）とされているが、小規模なものについては、加盟国の判断により、資産保全等の義務を免除することが認められる。

支払人の保護について、どう考えるか。

- ・ 収納代行業者が、依頼人（債権者・受取人）から受領権限が与えられ、支払によって債務が解消することが明示されることや、支払人に受領証が渡されること等が担保されれば、二重払いの防止が図られるため、支払人の保護は十分と考えられるか。

受取人（依頼人・債権者）の保護について、どう考えるか。

- ・ 収納代行業者が破綻した場合には、依頼人に資金が渡されず、その保護が図られない場合があると考えられるか。
- ・ 一般の消費者が依頼人として収納代行サービスを利用できる場合、依頼人の保護を図る必要性について、どう考えるか。
- ・ 依頼人が事業者であるなど自己責任を求めることが可能な場合には、その保護を図る必要性が少ないと考えられるか。
- ・ 滞留資金の保全を求めることについて、どう考えるか。事業者のみが依頼人として収納代行サービスを利用することが担保されれば、事業者（依頼人）を保護するための滞留資金の保全は必要はないと考えられるか。

収納代行業者の破綻によって受取人（依頼人・債権者）が被る損失のほか、その社会的な影響について、どう考えるか。

- ・ 1件当たりの取扱金額が一定金額以下の少額である場合、社会的影響は大きくないと考えられるか。少額であることを担保する必要性や仕組みについて、どう考えるか。
- ・ 収納代行業者が取り扱う規模が一定額以下である場合には、社会的影響は大きくないと考えられるか。規模が大きな場合について、どう考えるか。

収納代行サービスを利用した不適切な資金移動の防止について、どう考えるか。

- ・ 依頼人や、債権の内容が反社会的なものでないことの確認によって、不適切な利用者を排除できることが担保されれば、不適切な資金移動の防止として、十分と考えられるか。

仮に、収納代行サービスとして何らかの要件を定め、銀行が行う為替取引や資金移動サービスと区別して取り扱うとした場合、その要件が守られずに、サービスの提供が行われることについて、どう考えるか。

- ・ 事業者自主ルールとして要件の作成を求めることで実効性を担保することについて、どう考えるか。
- ・ 法律上の要件とすることで実効性を担保することについて、どう考えるか。
- ・ そのほか、要件を遵守してサービスが行われることの実効性の担保について、どう考えるか。

為替取引との関係以外の点について、どう考えるか。

- ・ たとえば、エスクロー・サービスにおける同時履行の確保など為替取引との関係以外の点に関しては、金融の観点から制度整備を行う必要性は少ないと考えられるか。

- 事業者が滞留資金の保全を求めた場合、事業者のコストが上昇し利用者利便が低下するのではないか。
- 一般の消費者が債権者（依頼人）として収納代行サービスを利用できる場合には、依頼人の保護を図る必要性があるのではないか。
- 依頼人の中には、零細な事業者が含まれる場合もあるが、その保護についてどう考えるか。
- 収納代行サービスについて、銀行と同じ 10 万円での本人確認義務が課せられた場合、実質的にサービスが制限され、利用者利便が低下するのではないか。

銀行なみとしての規制が必要ないと考えられる為替取引（収納代行等）を行う者に対する犯罪収益移転防止法の適用について、どう考えるか。

その他の資金を移動するサービス

一括して振込が行われた資金を、指図に従って個別の振込先に区分けして振込を行うサービスがある。このようなサービスについては、その取扱規模が大きな場合、サービスを提供する事業者の破綻が社会的・経済的に大きな影響を及ぼすことも考えられる。このような事業者について、どう考えるか。